

## 台東区「障害者のてびき」広告掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、台東区広告事業実施要綱（平成19年3月22日付18台総広第136号）及び台東区広告掲載基準（平成19年3月22日台総広第136号）第6条の規定に基づき、「障害者のてびき」に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の内容等)

第2条 「障害者のてびき」に掲載する広告の内容は、「障害福祉」に関わるものとする。

2 「障害者のてびき」に掲載する広告の適否基準は、台東区広告掲載基準第3条、第4条及び第5条の各号に定めるもののほか、葬祭関係業者の広告についても掲載しない。

### (広告掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、原則として裏表紙の内側及び本文中の指定するページとする。

### (広告の規格及び広告掲載料の額)

第4条 広告の規格及び広告掲載料の額は、下表のとおりとする。

広告名	規格（縦×横）	位置	掲載料
1号	28.0cm×20.0cm	裏表紙内側ページ全面（1色）	8万円
2号	13.2cm×20.0cm	裏表紙内側ページ1/2面（1色）	4万円
3号	28.0cm×18.0cm	本文中ページ全面（1色）	5万円
4号	13.2cm×18.0cm	本文中ページ1/2面（1色）	3万円
5号	6.3cm×18.0cm	本文中ページ1/4面（1色）	1万5千円
6号	6.3cm×8.7cm	本文中ページ1/8面（1色）	1万円

### (広告の掲載順位)

第5条 広告の掲載順位は、次のとおりとする。なお、同順位で申込者が多数の場合は抽選で決定する。

順位	広告主の種類
1	国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれに準ずるもの。
2	私企業のうち公共的性格のある企業で、台東区内に事業所等を有するもの。
3	上記2以外の私企業、自営業

2 前項の順位3については、台東区内の企業を優先する。

付 則

- 1 この要領は令和6年4月1日より施行する。
- 2 台東区「障害者のてびき」広告掲載取扱基準は廃止する。